



広報、情報伝達に関する規程

2019年11月26日 第5回理事会承認

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）会員の広報、情報伝達の基本方針等を定め、本会内の情報伝達および社会への情報発信を適切におこなうことを目的とする。

(基本方針)

- 第2条 本会は、会員に対して、より正確なデータと情報をできるだけ速やかに伝達するサービスをおこなう義務がある。また、社会に対しては、原子力が公衆に与える影響が大きいことを考慮し、様々な局面において、専門家個人または専門家の集団として正しい情報を発信する社会的責任を有する。
- 2 本会、または会員が社会に対して情報を発信する場合、本会倫理規程行動の手引きを尊重し、倫理的によりよい行動（発信方法）を探索し、実行する。

(少数意見の尊重)

第3条 多数意見が集約されても、なお少数意見の存在や根拠を同時に示して、討論の場を提供することが肝要であり、合意形成をおこなうことを急いではならない。

(本会内の情報伝達)

第4条 会員に対しての情報伝達は、学会誌、ホームページ等により、より正確なデータと情報をできるだけ速やかにおこなう。また、こうした伝達が一方的なものではなく、双方向でなされるよう工夫する。

(社会への情報発信)

- 第5条 社会への情報発信は、学会誌、ホームページ等を通して、一般に対して伝達、周知することを基本とする。
- 2 本会として社会へ要望書や意見書等を出す場合には、理事会、関係する委員会および部会等に付議し、最終的な判断は、原則として会長、副会長がおこなう。
- 3 部会、連絡会等を代表して社会へ要望書や意見書等を出す場合には、広報情報委員会と事前協議をする。要望書や意見書等には、提案部署関係者の連絡先・問い合わせ先等を明記する。なお必要に応じ、広報情報委員会より、情報発信を理事会に付議する。
- 4 会員個人、または会員有志を代表して社会へ要望書や意見書等を出す場合には、個人または有志であることを明記する。また、本会役職名の使用を控える等、一般に対して誤解がないよう留意する。

(社会への直接的情報発信)

第6条 社会への直接的情報発信は、社会的な状況により、一般市民等に対しておこなう必要がある場合には、会長記者会見、プレスリリース、ポジションステートメント等を通じて積極的におこなう。

(緊急時や異常事象発生時の情報発信)

第7条 緊急時や異常事象発生時の情報発信は、本会の社会的責任を果たすために、意思表示(会長記者会見またはプレスリリース)、異常事象解説チーム(チーム110)等の活動を通じておこなう。

(社会への情報発信体制)

第8条 第6条、第7条にかかる情報発信のうち、会長記者会見については会長記者会見実施要領に、ポジションステートメントについてはポジションステートメントワーキンググループ規約(0501-02)に、また異常事象解説については異常事象解説チーム規約(0501-03)に、プレスリリースについてはプレスリリース実施要領に基づきおこなう。

(評価)

第9条 広報・情報伝達活動の評価は、広報情報委員会が自己評価としておこなう。

(改定)

第10条 本規程の改定は、広報情報委員会が起案し、理事会の承認を得るものとする。

附則

- 1 平成14年5月28日 第443回理事会制定、同日施行
- 2 改定履歴
 - ① 平成16年10月26日 第467回理事会承認
 - ② 平成22年10月1日 第512回理事会承認
 - ③ 平成24年5月30日 第8回理事会承認
 - ④ 平成26年5月26日 第2回広報情報委員会起案、平成26年5月28日 第7回理事会承認
 - ⑤ 平成28年4月27日 第3回広報情報委員会起案、平成28年5月24日 第8回理事会承認
 - ⑥ 2019年11月22日 第2回広報情報委員会起案、2019年11月26日 第5回理事会承認

附則

- 1 平成26年5月28日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。
- 2 平成28年5月24日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。

3 2019年11月26日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。